

〈訂正とお詫び〉

本書 14 頁（注 1）4 行目の表記に誤りがございました。
下記のごとく訂正し、お詫び致します。

【誤】 また、同法 10 条 1 項により、総トン数 1 トン以上の
動力漁船が対象となる。



【正】 また、同法 10 条 1 項により、総トン数 1 トン未満の
無動力漁船を除くすべての漁船が対象となる。